

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、前条第1項に規定する児童デイサービス施設は、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(2) 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

※ 児童福祉法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第6条の2の2 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、<u>居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。</u></p> <p>2～4 〔略〕</p> <p><u>5 この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</u></p> <p><u>6 この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害</u></p>	<p>第6条の2の2 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>5 この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害</u></p>

児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

7 この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

8 この法律で、障害児支援利用援助とは、第21条の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「障害児支援利用計画案」という。）を作成し、第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（次項において「通所給付決定」という。）又は第21条の5の8第2項に規定する通所給付決定の変更の決定（次項において「通所給付決定の変更の決定」という。）（以下この条及び第24条の26第1項第1号において「給付決定等」と総称する。）が行われた後に、第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（次項において「障害児支援利用計画」という。）を作成することをいう。

9 この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害

児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

6 〔同左〕

7 〔同左〕

8 〔同左〕

児支援利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

- (1) 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
- (2) 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

【施行期日】平成30年4月1日